

物価連動国債の店頭売買における取扱いについて

平成 16 年 1 月 13 日制定
平成 28 年 3 月 9 日改正
平成 28 年 4 月 1 日施行
日 本 証 券 業 協 会

1. 目的

この取扱いは、協会員が行う物価連動国債の店頭売買に関し、売買の方法、約定単価等について必要な事項を定め、もって同国債の円滑な売買に資することを目的とする。

2. 用語の定義

この取扱いにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①C P I 総務省発表の「全国消費者物価指数」（生鮮食品を除く総合指数）をいう。

②連動係数 [平成 27 年度以前に発行された回号の物価連動国債]

「当該日に適用される CPI ÷ 当初発行月の 10 日に適用される CPI（基準 CPI）[小数点以下第 4 位を四捨五入]」により算出された値をいう。

[平成 28 年度以降、新たな回号で発行される物価連動国債]

「当該日に適用される CPI ÷ 当初発行月の 10 日に適用される CPI（基準 CPI）[小数点以下第 6 位を四捨五入]」により算出された値をいう。

3. 店頭売買における各種取扱い

同国債の店頭売買における取扱いは、次のとおりとする。

（1）売買の方法

発行時における当初元本（連動係数を考慮しないもの）をベースに売買を行うものとする。

（2）約定単価

発行時における当初元本（連動係数を考慮しないもの）をベースとした額面 100 円あたりの単価にて約定を行うものとする。

（3）経過利子の算式

（当初元本の）額面（100 円）×年利率×（経過日数÷365）＝A

A×（売買額面総額÷100）×連動係数＝B

（注） A …… 額面 100 円当たりの経過利子相当額

B …… 売買額面総額の経過利子

(4) 経過利子の計算方法

- ① 上記の算式により計算する際、Aは円未満下7桁まで求め(下8桁以下は切捨て)、
Bは円位まで求め(円未満切捨て)で算出する。
- ② 経過期間の計算において、経過日数は、直前の利子計算期間の開始日から受渡日までの片落としとする。

(5) 受渡金額の計算方法

下記の算式にて受渡金額の算出を行うものとする。

$$\text{売買額面総額} \times (\text{約定単価} \div 100) \times \text{連動係数} = A$$

$$A + \text{売買額面総額の経過利子 (上記(3)参照)} = \text{受渡金額}$$

(注) 受渡金額は円位まで求め(円未満切捨て)で算出する。

以 上